

## 在宅で介護している人へ介護者手当を支給

「被介護者」を常時介護している「介護者」に対し、その労をねぎらうことと、福祉の増進を目的として手当を支給します。

### この場合の被介護者とは

町に住民登録があり、基準日(10月1日)前の1年間、次のいずれかに該当し、常時介護が必要な人。

- ①介護保険制度の要介護4以上
- ②身体障害者手帳1種1級所持(①と同程度の状態に限る)
- ③療育手帳A1所持(①と同程度の状態に限る)

### この場合の介護者とは

基準日(10月1日)現在、町に居住し住民基本台帳に記載されていて、続けて1年以上被介護者と同居し在宅介護している人

### 支給の対象とならない場合

被介護者か介護者が、令和5年10月1日から令和6年9月30日までの1年間に、次のいずれかに該当した場合。

- ・病院、施設などで30日を超える入院/入所/ショートステイ利用
- ・他の市町村が支給する在宅ねたきり老人等介護者手当など(同様の手当を含む)の受給
- ・「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」の規定による特別児童扶養手当/障害児福祉手当/特別障害者手当/福祉手当(「国民年金法等の一部を改正する法律」の規定による改正前の「福祉手当」)の受給 ※全て当該被保険者が対象の手当に限る

### 申請と支給について

申請期間 10月1日(火)～31日(木)  
(土・日曜・祝日を除く)

※期間中の申請が困難な場合、その理由を明示した上で12月27日(金)まで申請可(土・日曜・祝日を除く)。

受付場所 福祉課(役場1階7番窓口)

### 持参物

- ・介護者と被介護者の認印(スタンプ式不可)
  - ・介護者と被介護者の健康保険証
  - ・介護者の預貯金口座が分かるもの(預金通帳など)
  - ・【被介護者が障がい者の場合】障害者手帳
- ※申請時に介護者の介護状況などを調査し、後日、訪問調査を行う場合があります。

### 支給額

年額5万円。次のどちらかに該当する場合は、年額10万円

- ・【被介護者要件①該当者】入院等と介護サービス利用がない
- ・【被介護者要件②か③該当者】入院等と障害福祉サービス、障害児通所支援利用がない

支給方法 調査・審査後、口座振り込み

※前回受給した人でも、今回該当しない場合があります。

☎ 福祉課 包括支援係 234-6113  
障がい支援係 286-3115

## 【国民健康保険 後期高齢者医療保険】12月2日から保険証の発行がなくなります

マイナンバーカードとの一体化により、12月2日(月)から国民健康保険・後期高齢者医療保険の保険証発行がなくなります。

現在発行している保険証は、他の健康保険への加入や転出などがなければ、有効期限(最長令和7年7月31日)まで使用することができますので大切に保管してください。

12月2日以降に保険証の新規発行・再発行・記載内容変更などがあった場合は右の通りとなります。

### マイナ保険証<sup>※1</sup>を持っている場合

マイナ保険証を使って医療機関などを受診してください。マイナンバーカードには有効期限がありますので、注意してください。

### マイナ保険証を持っていない場合

保険証の代わりに「資格確認書<sup>※2</sup>」を発行します。保険証と同じように医療機関などの窓口で提示して受診できます。

- ※1 保険証利用登録がされたマイナンバーカード
- ※2 従来の保険証と同様「カード型」。マイナ保険証を持っている人でも、紛失や再発行、その他使用できない事情がある場合は資格確認書を発行しますのでご相談ください。

☎ 健康保険課 保険年金係 286-3113